

加茂市不妊治療費助成事業のご案内

1. 対象者

夫婦(※)いずれか一方または両方が申請日の時点において加茂市内に住所を有する夫婦
※原則、法律婚を対象としますが、一定の要件を満たすことで事実婚関係にある方も対象になります

2. 対象となる検査・治療

検査・治療開始日から1年以内に受けた、医師が必要と認めた不妊の検査、治療の医療費
<検査>不妊原因検査、排卵時期検査などの医師が不妊検査と認めたもの
<治療>タイミング療法、薬物療法、人工授精などの医師が不妊治療と認めたもの
※保健医療機関、保険薬局で受けた検査・治療費の自己負担分が対象です
※入院費、食事料、文書料、消費税等は対象外です

3. 助成額

令和4年3月31日までに終了した特定不妊治療分

または令和4年3月31日までに治療を開始して令和4年度中に終了した特定不妊治療分

特定不妊治療(体外受精および顕微授精)費のうち上限10万円まで助成

※医療保険適用となる不妊治療費は対象外です

※新潟県に対し、「新潟県不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業」を申請し、助成の決定を受けた治療についても助成対象です。県の支援事業に該当するかはご自身でご確認ください。

令和4年4月1日以降に開始した治療分

上限10万円まで助成

※医療保険適用および適用外の両方が対象です

4. 申請回数

1年度につき1回まで

※治療した回数に関わらず申請1回分として申請できます(年度をまたいでの申請可)



5. 申請手続

令和4年3月31日までに終了した特定不妊治療分

または令和4年3月31日までに治療を開始して令和4年度中に終了した特定不妊治療分

<県と市の両方の支援事業を申請する場合>

- (1) 治療の終了
- (2) 医師から受診証明書の発行を受ける
- (3) 県に助成申請
(市への申請時に必要な書類はコピーしてください)
- (4) 県から助成決定通知が届く
- (5) 市に助成申請

<市の支援事業のみ申請する場合>

- (1) 治療の終了
- (2) 医師から受診証明書の発行を受ける
- (3) 市に助成申請

令和4年4月1日以降に開始した治療分

- (1) 治療の終了
- (2) 医師から受診証明書の発行を受ける
- (3) 市に助成申請



6. 手続きに必要なもの

令和4年3月31日までに終了した特定不妊治療分

または令和4年3月31日までに治療を開始して令和4年度中に終了した特定不妊治療分

- 不妊治療助成事業費補助金申請書
- 不妊治療助成事業受診等証明書(新潟県の支援事業と併用しない方)
- 新潟県に提出した医師による証明書の写し(新潟県の支援事業を受けた方)
- 新潟県の助成決定通知書の写し(新潟県の支援事業を受けた方)
- 証明書に記載されている分の領収書、診療明細書の写し
- 振込先口座の分かる通帳

令和4年4月1日以降の治療分

- 不妊治療助成事業費補助金申請書
- 不妊治療助成事業受診等証明書
- 証明書に記載されている分の領収書、診療明細書の写し
- 振込先口座の分かる通帳

その他

- 別世帯などの理由により住民基本台帳で婚姻関係が確認できない場合は戸籍謄本の写し
- 事実婚申請をする場合は兩人それぞれの戸籍謄本の写し(重婚でないことを確認するため)

お問い合わせ こども未来課こども未来係 ☎0256-52-0080(内線151)